8．CPDに関するよくある質問と回答（CPD-FAQ）

I．はじめに

II．WEB入力システム

III．学術機関関連（学位論文の作成，大学院授業単位）

IV．他団体関連

V．所属機関関連

VI．その他

資格事務の業務委託について：
資格制度に関する事務業務は，
株式会社JTBコミュニケーションデザイン(以下，JCD)（連絡先Email: jjstc@jtbcom.co.jp ）
に委託しています．
(H28年4月に株式会社ICSコンベンションデザインから社名，連絡先が変更になりました)

ガイドライン目次へ

I．はじめに

ここでは研鑽内容・CPD単位や申請・取得方法等について，「表－3　CPDの研鑽形態と内容」に沿って，具体的な適用例をQ&A形式で説明します．
WEBシステム（TOP/TOE CPD登録システム）の使い方，CPD単位の申請・取得方法については，5章：WEBシステムの使い方をご確認ください．
なお，資格の更新については，資格登録情報のページをご参照ください．

TOP・TOE資格登録の更新とCPD単位の算入期間の見直し(平成20年6月)について

- 資格登録の有効期間満了日を**合格後最初の4月1日から4年後の3月31日**に改めます
  お手元の登録証に記載の有効期限（2月15日）によらず，その1ヵ月半後の3月31日迄有効です．
- 資格更新のためにCPD単位を算入できる期限を**合格後最初の4月1日から4年後の3月31日迄**とします．

合格日	CPD単位算入可能期間	登録有効期間満了日	更新の申込期限
2007/2/15	登録日～2011/3/31	2011/3/31	2011/4/30
2008/2/15	登録日～2012/3/31	2012/3/31	2012/4/30

- 「資格登録更新申込書」の提出期限を資格の登録有効期間満了日の **1ヵ月後まで**とします．

これまで，「資格有効期間の期限の1ヶ月前までの CPD単位にもとづいて更新を申込む必要がある」としていましたが，登録有効期間満了日までの CPD単位を認定できるよう，更新申込書の提出期限を登録有効期間満了日の1ヵ月後までとし，更新後の新登録証の交付日は満了日の翌日の4月 1

日に 遡るものとします．
なお，登録証のお届けには1ヶ月ほどかかりますので，CPD単位が所定の単位に達している方は．
なるべく2月末までに更新申込みをされることをお勧めします．

●従前では，（一社）交通工学研究会(以下，JSTE)に関連した行事・会議への参加や 論文発表・投稿などは，各自で申請する必要はなく，交通工学研究会の事務局(以下，JSTE事務局)で 登録していました．
しかし，**WEBシステム稼動後は，(一社)交通工学研究会の行事参加や個人会員など (研鑽機関＝Aのもの)も含めて 『すべて』のCPD単位**を， WEBシステム上で**個人で申請・管理**して頂きます．

したがって，(一社)交通工学研究会主催の行事等に参加してCPD単位を取得したい場合に， TOP/TOE資格者の**「携帯登録証」**を持参する必要がなくなりました． また，「携帯登録証」を発行する必要性が無くなったことにより， 平成23年度より「携帯登録証」は発行いたしませんので，ご了承ください．

CPD単位の申請（登録）時に，申請する継続研鑽の内容を証明する書類 （以下，エビデンスといいます）などを その都度提出する必要はありません． 基本は，**TOP/TOE資格者ご本人の 高い倫理観・専門職業意識のもとで， 自己管理によって申請**していただきます． ただし，CPD単位の申請に当たっては，**所定のエビデンスを用意し， 保存する義務**があります．必要とされるエビデンスについては， **「表－3 CPDの研鑽単位と内容」**の「エビデンスの保存・確認方法」 欄をご参照下さい．なお，資格更新前に加え，**資格更新後1年間(資格を更新しなかった場合は登録期間満了後1年間)**はエビデンスの保存をお願いします． 申請内容に疑義が生じた場合など，資格委員会が必要と認めた場合には エビデンスの提出を求めることがあります．

ガイドライン目次へ ｜ CPD-FAQページTOPへもどる

II. WEB入力システム

Q1. CPDの申請と承認とは何ですか？

A1. CPDの本質は， 専門技術者としての技術・能力を維持，向上させる活動であることです．したがって自己管理による自己研鑽として位置づけれらます． そこで，WEBシステムでは，個人が業務日誌をつけるように自ら記録するようにできています． これを「申請（登録）」と呼んでいます．
一方TOP/TOE資格制度においては，この研鑽活動を資格委員会において「CPD単位」として 認定することで，資格の維持・更新の条件としています． そのため，このCPD単位の認定を「承認」と呼んでいます．
あくまでも「承認」は「登録更新」にあたって必要となるものですので， 資格委員会では更新に間に合うように承認作業を予定していますので， 申請すればすぐに承認されるわけではありません． 事務手続きの都合上「承認」に時間を要することもありますが， ご了承ください．

WEBシステムの「申請CPD単位一覧」においては，承認作業の状態を以下のように分類して 示しています．

- **処理待ち：**WEBシステムから本人が申請した段階で，事務処理はまだ開始されていません． 必要に応じてご本人が内容を修正することができます．
- **処理中：**承認判定の事務処理中であることを示します． この状態で申請内容を修正することはできません．
- **承認済：**登録更新に必要なCPD単位として承認された状態を示します．なお，判定審査の結果， 承認単位数が申請単位数とは必ずしも一致しないこともありますので，承認された単位数をよく確認しておいてください．
- **上限超え：**資格更新に必要なCPD単位として承認されましたが， 申請単位が承認可能な上限単位数を超えていたため，上限まで認定されていることを示します．
- **項目抜有：**申請フォームに，記述すべき必要な情報が不足しています． この状態では申請をご本人が修正できますので， 不足情報を追加して再度申請してください．なお，どのような情報不足であるのか，「備考」欄にJSTE事務局（または事務代行業者JCD）からメッセージでお伝えする場合がありますので， 「確認」欄をクリックして確認してみてください．
- **重複無効：**同一項目での申請の繰り返しに制限がある研鑽形態については， すでに承認済みである場合に，再度，登録更新に用いるCPD単位としては認められないことを示します．この場合でも，自らの研鑽記録としては記録しておくことができます．
- **認定無効：**TOP/TOEの継続研鑽として， 登録更新に用いるCPD単位としては承認できなかったことを示します．この場合でも，自らの研鑽記録としては記録しておくことができます．

Q2． WEBシステムで入力した内容はどうやって確認できますか．

A2． 1つの項目の「申請」作業がエラーなく完了すると， システムが自動的に登録されたご本人のEmailアドレスに申請を受付した旨のEmailを送信します．
一度に多くに申請をしたり，修正を繰り返すと，たくさんの**Emailを受信して煩雑になりますが， システムへの不正アクセスを防止するため必要な措置ですので，どうかご了承ください**．
逆に，覚えの無いこのようなEmailを受け取った場合には，パスワード漏洩などのおそれがありますので， 速やかにJSTE事務局または事務代行業者JCDにご連絡ください．
なお，申請済みのCPD単位については，「申請CPD単位一覧」でもご確認できます．

Q3． これまで(一社)交通工学研究会の講習会などの行事参加や 研究発表会や雑誌での原稿発表，委嘱を受けた委員会への参加などは， JSTE事務局で自動的にCPD単位を認定していましたが， なぜWEBシステムでは，いちいちすべて自分で入力申請しないといけないのですか．

A3． これまでの「自己記録・申請シート」による CPD単位の申請では，1件1件紙のシートを作成する必要があり， 資格登録者にとってCPD単位の申請作業が極めて大変でした．
そこで，少しでも作業負担を軽減するため，JSTE事務局で代理できる作業を分担していました．
しかしWEB上で申請・管理できるようになることで，CPD単位の申請作業の効率は格段に向上するものと思われ， すべてのCPD単位を本人が個人で管理していただくこととなりました．

すべてのCPD単位を本人で管理することで，より自覚的，自律的にCPDに取り組んで頂くことも期待されています．
なお，近年登録者の人数が増えてきたことで，従前の対応のままでは事務負担が過重となってきたことも理由のひとつです．以上，事情をご賢察の上，ご了解ください．

Q4． WEBシステムでCPDを入力・申請するためには，どのような項目の情報を手元に準備しなければいけないのでしょうか．

A4． 基本的には，WEBシステムにログインしていただいて，そこで順番に手順にしたがっていけば必要な項目は入力できるようになっています．
システムの操作方法説明はこちらをご覧下さい．
なお，「表－3　CPDの研鑽形態と内容」の「記録方法」欄に，各項目別にWEBシステムで入力すべき事項や，入力にあたっての注意事項が記載されていますので，参考にしてください．

Q5． 表－3において，CPD単位が「3H」，「20N」などと，HやNなどの記号を用いて記載されていますが，どのような意味ですか．またCPDFとは何でしょう．

A5． それぞれ，H＝時間，M＝分，N＝出席，参加，講演の回数，P＝刷上りページ数，Y＝年数，U＝大学院の単位，K＝査読した論文数，を意味しています．
たとえば，A01.(3)『交通工学講習会』への参加が「3H」とあるのは，申請される方がある1回の『交通工学講習会』に参加した時間数を3倍したものが，CPD単位として申請できることを意味します．たとえば6時間参加すれば18単位となります．
A05.(2)の委員会委員であれば「4N」ですので，3回参加すれば12単位申請できます．
単位の計算は，実際にはWEBシステム上で自動的に計算されますので，申請される方は「参加した時間数」などだけをご自分で入力してください．
なお**HとUは小数点以下第2位を切上げで第1位まで，その他は整数部で計算して入力**してください．したがって，たとえば4時間15分の研鑽活動なら4.3時間（4.25時間を切上げ），5時間40分の研鑽活動なら5.7時間（5.666・・・を切上げ），などと入力してください．
また「CPDF」とはCPDの単位係数であり，たとえば時間数(H)を基準とし，「3H」がCPD単位として計算される場合は，Hの3倍を意味する「3」がCPDFに相当します．

Q6． 日付が正確にわからない研修項目があります．どうしたらいいでしょうか．

A6． 交通工学研究会が関連する講習会などのイベントに参加した場合は，リストから選択していただければ，自動的に年月日が入力されます．
一方，他団体のイベントについては，だいぶ後になって入力した場合に正確な日付が不明であることもあるかもしれません．そのような場合には「年月」だけの入力でも構いません．「日」については未入力の警告メッセージが出ますが，システム側で適当な日付を入れて処理されます．
また，講習会など1日だけのイベントの場合には，「開始年月(日)」のみ記載して「次へ」進むことができます．この場合，「終了年月(日)」が未入力である旨の警告が出ますが，システム側で自動的に終了年月(日)は開始と同じに設定されます．

逆に，1ヶ月，2ヶ月，・・・1年などと長期にわたる研鑽内容（雑誌の購読， 専門業務の従事，委員会の委員，など）に関しても， 開始と終了の「年月」を適切に記載していただければ結構です.

Q7. 「A06.(1)論文の発表」，「A07.(1)記事の執筆」，「C05.(1)～(4)各種執筆」については， 年月日の欄には，論文や記事が掲載された雑誌の刊行年月を記載するものなのか， これを作成するのに費やした期間を記載すべきなのか，どちらでしょうか.

A7. これらについては，本来は公表された論文や記事の作成に費やした努力に対して， これを「研鑽」として認めてCPD単位を付与するものと考えるべきですが， ここでは簡単のため， 「**掲載された雑誌などの刊行年月**」を「開始年月日」の「年月」欄へ記載するだけで結構です． （「日」と「終了年月日」については，システム側で自動挿入された値で構いません）

Q8. 朝10時から講習会に参加し， 夕方16時に終了しました．講習会に参加するため，会社を9時に出て17時に社に戻りました． なお，途中1時間の昼休みがありました．こうした場合，講習会の参加時間数は 何時間と計算したらいいのでしょうか.

A8. 講習やセミナへの参加など基本的に時間拘束によりその研鑽活動を認めるものは， 「**参加開始から参加終了までの時間数×CPDF(H)**」で計算することを原則とします． これは他団体が主催する行事への参加の場合であっても同様です． したがって途中昼休みや休憩を挟んでも，これは研鑽活動時間に含めるものとします． 逆に，前後の移動や余裕時間については研鑽活動時間には含めません． したがってご指摘の例の場合は，朝10時から夕方16時まで，研鑽活動時間は6時間として申請してください.

Q9. CPD単位は小数点何桁まで計算されるのでしょうか.

A9. 単位数の計算はシステムが自動計算しますが，A～Cについては小数点を切上げて整数化し， DとEは小数点第2位を切上げて小数点第1位までとしています.

Q10. パスワードにはどのような制約がありますか？

A10. パスワードは，「英字と数字を混在させ，1文字以上の大文字英字を含め，全体で8文字以上」 となるように設定してください.

ガイドライン目次へ ｜ CPD-FAQページTOPへもどる

III. 学術機関関連（学位論文の作成，大学院授業単位）

Q1. 「道路交通技術に関する卒業論文」 （修士号・博士号）とありますが，道路交通技術の技術分野・範囲を教えて下さい.

A1. (一社)交通工学研究会編の 「道路交通技術必携」で扱っている技術分野と解釈して下さい.

Q2. 学部の卒業論文作成， 大学院における修士号取得，博士号取得の都度，CPDを登録できますか.

A2. 可能です． 但し，CPD単位の申請前にTOPまたはTOEとしての資格を取得して登録されている必要があります.

Q3. 「道路交通技術に関する卒業論文の作成・卒業」や 修士号・博士号の取得は，どのように証明したら良いでしょうか

A3. CPD単位の申請は自己申告にもとづくものですが， JSTE事務局では定期的に監査を行い，申告内容の証明書類を確認することがありますので， 「卒業証書」や「学位記」などを保管しておいて下さい． なお，申請時には，**必ず**論文名，指導教員名， 大学名などと共に"道路交通技術に関する研究"であることがわかるように論文内容の説明をして下さい.

Q4. 大学院の授業単位が研鑽形態分類「B02」として CPD単位として認められる条件を教えてください.

A4. 大学院において， 道路交通技術に関連する単位を取得した場合に限って， 大学院の授業単位1単位をCPD2.0単位に換算して申請できます． つまり大学院の授業で2単位を修得すれば，これをCPD4.0単位として申請できます． これは通常の大学院学生としての在籍，社会人学生としての大学院在籍の場合を問わず共通です． また，その大学院に在籍していなくても， 所定の手続きによりその授業の単位が認定される制度（科目等履修生などの制度）がある場合にも認められます． なお，大学院単位をCPDとして認定するようになってから， 学部卒業と修士号・博士号取得によるCPD単位の値が変更されましたので気をつけてください.

Q5. 大学院授業単位の取得によるCPD単位について， 研鑽形態分類「B02」と「E02．(2)」の違いを教えてください.

A5. TOE資格の登録者においては， 専門分野だけでなく，技術者倫理やマネジメント能力など多面的な能力が求められます． 道路交通技術分野の上位資格であるTOE資格者としての知識・能力を高めるために， こうした技術者倫理やマネジメント能力に関する内容の大学院単位の取得を認めているのが 「E02.(2)」の形態です． この場合，申請時に，どのようにTOE登録者としての研鑽に役立っているのか， できるだけ分かりやすく説明を記述するようにしてください． なお，E02.(2)はTOEの方のみ登録更新に必要な単位として認められます （「申請」そのものはTOPの方でも可能です）.
道路交通技術に関連する専門分野の大学院授業の場合は「B02」として申請してください.
この場合はTOPでもTOEでも登録更新に必要な単位として認められます.

Q6. 技術士やRCCMなど他の資格の取得はTOP/TOEのCPD単位として認められますか.

A6. 認められません． 卒業論文の作成や修士号・博士号の取得に対するTOP/TOEのCPDは， 学位取得過程の研究活動を研鑽として認めているものです． このため，技術士やRCCMなどの資格取得だけでは，TOP/TOEのCPDとして認められません.

ただし，技術士やRCCM資格を取得するために，「道路交通技術」に関わる分野を自己学習などした場合は， これをTOP/TOEのCPDとして認めることができます （この場合はをE01.(1)として申請して下さい）．

ガイドライン目次へ　|　CPD-FAQページTOPへもどる

IV. 他団体関連

Q1. 「他団体」とは具体的にはどこでしょうか

A1. 道路交通技術に関連する調査・研究・業務を 行っている団体で，官公庁・大学・学協会・任意団体や民間会社等で特に制限はありません． 当該団体・組織が実施している研鑽内容が道路交通技術に関するものであれば， CPD単位として認められます． なお，申請時には主催団体名と， これが道路交通技術に関わる研鑽であることを必ず説明するようにしてください.

Q2. 土木学会認定のCPDプログラムは， 交通工学研究会認定TOP/TOEのCPDプログラムとして認められますか.

A2. 土木学会に限らず他団体認定のものでも， 道路交通技術に関するプログラムであれば， 個別に申請すればTOP/TOEのCPDとして認められることがあります． **ただし，他団体が規定するCPD単位数が認定されるわけではありません（逆も同様です）**． なお，交通工学研究会は「建設系CPD協議会」には参加しておりません． 当該協議会参加団体のCPDプログラムが全てTOP/TOEのCPD単位として認められる訳ではありません.
TOP/TOEのCPD単位として申請する場合には， 「道路交通技術」に関するものであることを簡明に記述するようにしてください.

Q3. 会社内での研修などCPDとして認められますか.

A3. 一定条件のもとで認められます． C01：関連行事への参加「道路交通技術に関する・・・所属機関内研修プログラムなどへの参加」が 該当しますのでよく確認してください． 組織内で計画的に実施されている道路交通技術に関するプログラムに限ります． また，研修の講師や発表会の座長はC03(2)として1回あたり10単位を申請できます.

Q4. 大学で非常勤講師を毎週しています， 毎回申請する必要がありますか.

A4. C03(1)では15単位/回となっており， この評価には授業のための準備時間も含まれています.
継続的な研鑽活動の業務日誌的な位置づけでは， 毎回，日時だけでなく，授業名，大学名，授業での講義内容等の記入をして申請することが 望ましいですが，何回かまとめて内容を説明できる場合には，まとめて申請しても構いません.
なお，回によって「道路交通技術」に関係しない内容も含む場合には， 「道路交通技術」を対象としている回についてのみ申請していただく必要があります.

Q5. 部下が技術士受験のために交通工学に関わる 経験論文を作成しており，その指導をしています． C03：所属機関内研修プログラムの講師(10単位)として申請できますか.

A5. この場合， OJT指導となりますので，E03(1)として申請して下さい．CPDは0.2H（Hは指導した時間数）となります． なお，この項目でCPD単位が認定されるのはTOEの方だけです． また，このE03(1)項目による申請単位のうち， 登録更新のために認められる上限の単位数は，4年間で40単位となります.

Q6. 他団体主催の現場見学会にいきました． TOP/TOEのCPDの対象となりますか .

A6. 現場見学や展示会も， 講習会参加(C01)と同様にTOP/TOEのCPDとして認められる可能性があります． 主催者名，行事名，およびその内容と道路交通技術との関係を具体的に記述してください． なお，この場合，研鑽時間数には移動時間は含みません． 講習やセミナへの参加など基本的に時間拘束によりその研鑽活動を認めるものは， 「**参加開始から参加終了までの時間数×CPDF(H)**」で計算することを原則とします.

Q7. 他団体主催の講習会等に参加しましたが， 受講証明が発行されませんでした．どのようにしたら良いでしょうか.

A7. CPD単位の申請は自己申告制ですので， 虚偽の無いように申請をしていただければ結構です． 「受講証明」のような特別な書類は不要です． 申請時には日時だけでなく，団体名，行事名，内容を簡潔に分かりやすく記述してください． ただし，講習会プログラム，参加申込書，領収書等など， なんらかの証拠書類を監査に備えて保管しておいて下さい.

Q8. 他団体主催の講習会に行こうと思います． これがTOP/TOEのCPDとして認められるかどうか事前に知りたいのですが， どこに問合せすれば良いでしょうか.

A8. 道路交通技術に関する内容であるか， ご自身でご判断下さい．交通工学研究会にはこのような問い合わせ窓口は設けていません.
TOP/TOE登録者のような「道路交通」に関わる専門技術者は， 幅広い知識と能力が求められるものですから， 比較的広く解釈していただいて構いませんので，申請時にどのように道路交通技術と 関係するかを記述するようにしてください.

Q9. 次の6タイプの研鑽には更新時の認定上限の単位が 設定されています．これはなぜ上限があるのですか．またこれは具体的にどのように扱われるのですか.

- C05.(4)図書執筆（4年間の上限120単位）
- D01.(1)TOE業務（4年間の上限40単位）
- D01.(2)TOP業務（4年間の上限80単位）
- E01.(1)自己学習（4年間の上限40単位）
- E02.(1)専門技術以外の研鑽（4年間の上限40単位）
- E03.(1)TOEのOJT指導（4年間の上限40単位）

A9. これらの研鑽項目は，必ずしも「研鑽」を意識しなくても業務などを通じて技術力の維持・向上に 繋がると考えられるものとして設定されています． しかしながら，意識して自らの

知識や能力を高めるよう研鑽に励むことも重要であり， さまざまな形態でも研鑽を積んで頂くために， これらの研鑽項目については，資格更新のために認定されるCPD単位に上限値が設けられています．
なお，以前は「1年間の上限」を定めていましたが，申請時の煩雑さや「1年」の定義のあいまいさ， などを勘案して，WEBシステムの導入の合わせて， **更新までの4年間合計値にのみ上限値を定める**ように制度を変更しました．
なお，CPDとは継続的に知識や能力の研鑽を積み，これを維持し，高めるために行うものですから， 「1ヵ月ごと」，「1年ごと」，「あるまとまった業務が終わるごと」など， 業務の区切りを利用しながら継続的にWEBに登録（申請）して頂くことをお勧めします． その際には，上限のことをあまり気にせずに，少しでも研鑽になったものは， そのことを業務日誌に記録するような意識で，記載・申請して頂くことをお勧めします．
その上で，4年間の積み上げで上限を超えるようであれば， **上限を超過した分は資格の更新に単位を利用できない**ことを意味します． ただし， **たとえ上限を超えたとしても， 継続的な研鑽活動の記録として積極的に申請（＝記録）**して頂くといいでしょう．
第3章の表－2－1， 表－2－2に示すように バランスよく研鑽することが望ましいですから， これらの研鑽項目以外も組み合わせていただいて，更新に必要なCPD単位を取得するようにしてください．

ガイドライン目次へ　|　CPD-FAQページTOPへもどる

V．所属機関関連

Q1． 業務経験はどのような業務でも良いのでしょうか

A1． 「道路交通技術に関する業務」の必要があります． また，「研鑽」の名に恥じない業務内容・役割を果たした業務であることが必要です． その旨を研鑽内容説明欄に簡潔に具体的に分かりやすく記載してください． なお，当該業務に携わった方が複数の場合，個別に申請して差し支えありません． また，発注者側の担当者も申請できます．

> **TOE:** 研究的・先進的要素のある業務やコンペ・プロポーザルなどで受注した業務等で， 管理（主任）技術者・照査技術者・現場代理人，或いは主担当者として携わった業務であることを原則とします
> **TOP:** それまで経験したことのない業務内容，或いは開発的・先進的要素のある業務などで， その主たる部分を担当した業務であることを原則とします

Q1．’ （関連して）TOE受験資格における実務経験に関して，規定によれば， 「理論的研究」「教育活動」は実務経験に含まない，との記述がありますが， 大学の研究者・教育者は，道路交通技術に関わるものであっても， こうした活動は実務経験，あるいはCPD単位のための業務実績としては一切認められないのでしょうか．

A1．’ 実証分析で現場でデータ収集をしたり，統計資料を収集整理したり，データ処理をしたり， 教材などを作るために，統計資料を収集・整理したりする， といった実務でも行うような作業を伴う業務については「実務経験」として積むことができます．
また，委員会活動への参加や学会発表，セミナー参加などのCPD研鑽活動にも積極的にご参加いただければ， CPD単位として認められます．

認められるかどうか曖昧なものがある場合には，まずはWEBシステム上で申請してみてください． こうした要望について必ずしも明確な判定基準を定めることは困難ですので， 資格委員会・CPD分科会にて検討のうえ， 状況に応じて適宜単位数を認定させていただきます．

Q2. 業務表彰を受賞した業務を 「D01：業務経験」と「D02：業務表彰」の両方でポイント取得できますか．

A2. できません． ポイントの高いD02：業務表彰で申請してください． なお，委託や請負業務の場合，発注者側の担当者も申請できます．

Q3. 社内で新入社員を対象とした 「信号制御システムについての研修」がありました． CPDは，「C01：所属機関内研修プログラム」と「D01：業務経験のOJT受講」 のどちらで申請したらいいでしょうか．

A3. 定期的な社員教育は， 原則として業務経験の「D01：業務経験のOJT受講」として下さい．
なお，社内で外部講師を招いて道路交通に関するより専門的技術の研修を行った場合は「C01：所属機関内研修プログラム」として申請して下さい．

Q4. 現在， 携わっている道路計画の業務を業務経験としてCPD単位を申請したいのですが， 道路計画の情報が漏れるような事はありませんか．

A4. 交通工学研究会では「個人情報に関する規定」を設け， 厳重な情報管理をしていますので， 業務経験に限らず申請したCPDの内容が外部に漏れることはありません．

Q5. 業務経験を証明する書類はどのようなものが必要ですか．

A5. 契約業務の場合は， 業務概要と登録者が担当したことが確認できる契約関係書類・業務計画書・建設系のテクリス完了登録等 のコピーで結構です．公的書類のない業務の場合は，道路交通技術に関する業務の内容・作業時間数などを記録した書類があれば結構です． 組織内のISO関係書類やJOBシートなどでも結構です． これらの書類は常に必要になるわけではありませんが，適宜行う予定の監査に備えて用意しておいてください．

ガイドライン目次へ ｜ CPD-FAQページTOPへもどる

VI. その他

Q1. 自己学習はどのようなものまで認められますか．

A1. ここでは「道路交通技術および周辺/関連分野・業務遂行能力などに関わる・・・」としています．

周辺/関連分野では： 自動車，運輸・物流，情報技術，環境，防災，電気・電子等

業務遂行関連分野は： 経済性管理，情報管理，組織管理など業務マネジメントに関する分野です．

Q2． E01にOJT受講がありますが，D01のOJT受講との違いを教えて下さい．

A2． D01は道路交通技術に関して， 基本的に通常の業務経験を意味しますので，道路交通技術に関するOJT受講が該当します．
E01は自己学習とこれに相当するOJT受講を意味しますので， 先輩からの技術士論文の添削指導や業務マネジメントに関わるOJT受講が該当します．
「道路交通技術」に関するものであっても，自己学習の場合のみE01で申請してください．

Q3． 「E02.(1)外部機関などの各種研修」とはどのような内容のものが該当しますか．

A3． 道路交通技術や周辺/関連分野に属さない， 技術者倫理・ISO・コンプライアンスなどに関する外部研修の受講がこれに該当します．

Q4． JABEEの研修を受け審査に携わった場合， CPD単位を取得できますか．

A4． 審査員の場合は， CPDの対象と単位は次のようになります．

研修会への参加：E02各種外部研修
自己点検書審査・実地審査：C03技術指導（道路交通技術を含む学科の審査に限る）
事前打合せ：C04技術会議出席（道路交通技術を含む学科の審査関連に限る）

Q5． TOP資格を登録して保有後，TOE資格試験を受験し合格しましたが， TOEの資格登録をしないまま，交通工学主催のシンポジウムに参加しました． この場合はTOP，TOEどちらのCPDとして単位が登録されますか．

A5． CPDは登録されている資格の研鑽として単位登録されます． この場合はTOP資格を登録されている方なので，TOP資格のCPD単位として認められます． このままTOE資格を登録しなければ，せっかくTOE試験に合格したのに保有している資格は TOPのままです． また，有効期限もTOP試験合格後最初の4月から4年後にTOP資格の有効期限が 切れてしまいます．
TOE資格のCPD単位とするためには，事前にTOE資格を登録していただいていなければなりません． TOE試験に合格された場合は，速やかにTOE資格登録をするようにしましょう．
なお登録資格の有効期間は，TOE試験合格以降最初の4月までに登録すれば， この４月から4年後の3月31日迄，その後は，登録日（登録証交付日）から4年を超えない 31日最後の3月末までです．

Q6． TOP資格を登録後，期限が来る前にTOE資格試験に合格しTOE資格を獲得できました． この場合，TOP，TOE両方の資格が有効なのでしょうか． またCPD単位をそれぞれの資格に振り分けて登録することが可能でしょうか．

A 6. TOP登録資格をお持ちの方がTOE資格を取得し登録した場合， 以後のCPD単位は上位資格であるTOE登録資格の研鑽単位としてのみ認められます． また上位資格であるTOE資格の登録だけが有効となります．

Q 7. 私は，平成23年3月31日でTOPの登録資格有効期限が切れますが，CPD単位はほとんど申請できていません． このままでは150単位は不可能だと思いますので，来年のTOP試験を再び受けようと思っています． 再受験の場合には何か優遇制度はありますか？

A 7. 再受験に対する優遇制度は特にありません．
ただ，CPD単位が不足しているということですが，申請漏れは本当にありませんか？
たとえば，TOP資格を登録して以降に道路交通技術に関わる業務に携わっているようであれば， 「D01.(2)TOPの業務経験」として4年間で最大80単位まで申請できます．
また，少しでも業務に役立つような書籍読んだりOJT指導を受けたりしていれば 「E01．自己学習およびOJT」として，4年間で最大40単位まで申請できます．
あるいは，技術者倫理などの道路交通技術以外の内容でも， 社内の研修などに参加していれば「E02．道路交通技術以外の各種研修」として， やはり4年間で最大40単位まで申請できます．
これらの申請は，後からでも申請できます． つまり，たとえば平成19年4月～平成23年3月までの4年間に関する「D01」「E01」「E02」の内容について， 平成23年3月までに申請すれば，有効期限までの登録資格者としてのCPD単位として認められます． もう一度，過去の業務記録や自分で読んだ本などを思い出してみて申請してみましょう．
一度取得した資格を，再度受験しなおして取得するのは効率的とはいえませんので， 是非，継続的に更新してください．

Q 8. 登録資格有効期限までにCPD単位が足らずに，資格を失ってしまいました． ところが，後から有効期間中に継続研鑽として認められるような講習会に参加していたことや， 自己学習などをしていたことを見落としていたことに気がつきました． これからCPD単位の申請をすれば，登録の更新をすることができますか？

A 8. 原則として資格を後からは更新できません． ただし，遅れた理由が特別な事由によるものと認定されれば特例措置が認められる場合がありますので， まずはJSTE事務局または事務代行業者JCDまでお問い合わせ下さい．

ガイドライン目次へ ｜ CPD-FAQページTOPへもどる